

公共下水道の 使える区域広がる

皆さんのご協力により、新たに次の区域で公共下水道が使えるようになりました。

水口地域

桜ヶ丘・第3水口台・第4水口台・泉・宇川の各一部

甲南地域

希望ヶ丘本町10丁目、深川・柑子・竜法師の各一部

信楽地域

勅旨の一部

排水設備工事で下水道に接続

下水道が供用開始された区域の家屋や工場（事業場）では、汚水を下水道に流入させるために必要な工事（排水設備工事）をしていただくこととなります。また、くみ取り便所が設けられている場合は、3年以内に水洗便所に改造するよう下水道法で義務付けられています。

公共用水域の水質保全、また地域一帯の環境衛生の向上のためにも、早期に排水設備工事を行い、下水道へ接続していただきますようお願いいたします。

排水設備工事は指定工事店で

排水設備工事は定められた基準どおりに行わないと、故障の原因となるばかりか、市が管理している下水道施設にも悪い影響を及ぼしてしまいます。指定工事店とは、その工事に必要な技術を習得している専属した「責任技術者」がいるなど、要件に適合している事業者として市が指定しているものです。排水設備工事は必ず指定工事店で行ってください。指定工事店一覧が必要な場合はお問い合わせください。

工事資金の融資をあっせん

公共下水道に接続する水洗便所に改造するなど、その改造等に必要とする資金の融資を市が市内金融機関にあっせんします。

詳しくは、指定工事店または下水道管理課へお問い合わせください。

問い合わせ

下水道管理課 普及啓発係

☎ 086-83998 ☎ 086-80022

浄化槽の法定検査を受検しましょう

家庭や事業所などでお使いの浄化槽は、維持管理が適正に行われることによってはじめてきれいな水を川に流すことができる装置です。河川の汚濁を防ぐため、浄化槽法により「保守点検」「清掃」「法定検査」が義務付けられています。法定検査は、保守点検や清掃が適正に行なわれ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを確認する検査で、毎年1回の受検が義務付けられ、罰則規定も設けられています。

法定検査の内容が変わりました

浄化槽管理者（設置者）の皆さんに、毎年1回法定検査を確実に受検していただけるよう、4月から法定検査に、新たな検査方式が導入されました。

10人槽以下の浄化槽を対象に、BOD（生物化学的酸素要求量）の水質検査を導入し、従来実施してきた外観検査の一部を省略した検査を実施します。保守点検業者に所属する指定採水員が1次検査を実

施し、結果が「不可」で原因が明確でない場合、滋賀県知事指定検査機関が2次検査を実施して総合判定を行います。また、5年に1回、滋賀県知事指定検査機関による法定検査を実施します。

浄化槽管理者（設置者）の皆さんは、保守点検・清掃業務を委託されている業者へ受検申込が必要です。

■検査手数料

5,000円（2次検査の手数料は必要ありません。）

問い合わせ

県知事指定検査機関（社）滋賀県生活環境事業協会

☎ 077-554-9271 ☎ 077-554-9293

県琵琶湖環境部循環社会推進課

☎ 077-528-3474 ☎ 077-528-4845

下水道管理課 普及啓発係

☎ 86-8398 ☎ 86-8032